

みんなで支える介護保険

介護保険とは

介護保険は、介護を必要とする本人やその家族が抱えている不安や負担を社会全体で支え合うための社会保障制度です。

その財源は、40歳以上の人が納める保険料と、市や国などが負担する公費(税金)で賄われています。みんなで負担し合うことで、介護が必要になった人は、費用の一部を支払うだけで、さまざまな介護サービスが安心して受けられます。

介護保険料の決め方

■65歳以上の人(第1号被保険者)
市内における今後3年間の介護サービスの利用見込みから、負担いただく一定の基準額を算定し、この基準額に一人一人の収入額などを考慮した負担割合を乗じて決定しています。

平成27年度から平成29年度までの保険料は下表のとおりです。

■40〜64歳の人(第2号被保険者)
介護保険料は、加入している医療保険の保険料に含まれ、その算定方法は、医療保険ごとに異なります。

介護保険料の納め方

■65歳以上の人(第1号被保険者)
特別徴収と普通徴収の二つの納付方法があります。

▽特別徴収(年金からの差し引き)
納入通知書は7月中旬に発送。年金の支払い(年6回)の際に差し引かれます。

65歳以上の人は、原則として、この特別徴収となりますが、次の①〜④に該当する人は納付書などで納める普通徴収になります。

- ①年金の年額が18万円未満の人
- ②年度途中で所得段階が変更になった人
- ③年度途中で転入してきた人
- ④年度途中で65歳になった人

▽普通徴収(納付書や口座振替で)

国保税の納付を忘れずに

本年度の国民健康保険税(以下「国保税」といいます)の税率などは、左表のとおりです。

国保税の納付回数は、原則7月から翌年2月までの8回です。年度途中から国保に加入した人は、届け出をした日の翌月から納付が始まり、納付回数も異なります。

納税通知書は6月30日現在で作成し、7月中旬に世帯主(納税義務者)宛てに送付しますので、期限内の納付をお願いします。

国保税の納付方法は、普通徴収と特別徴収の二つあります。

普通徴収(納付書や口座振替での納付)

納付は、市内各金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、本庁収納課、各総合支所税務会計係で行えます(ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアでの納付は納期限内のものに限る)。

の納付)

7月上旬に発送する納付書により、市内各金融機関やコンビニエンスストア、東北六県に所在するゆうちょ銀行などで納めます。納期は年7回で、第1期の納期限は8月1日(月)です。

口座振替による納付を希望する人は、市内の金融機関にお申し込みください。

■40〜64歳の人(第2号被保険者)
加入している医療保険の保険料と併せて納めます。

●65歳以上の人の介護保険料(年額)

所得段階	対象者	基準額	負担割合	保険料(年額)
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	66,100円	0.40	26,400円
第2段階			0.65	43,000円
第3段階			0.75	49,600円
第4段階	課税世帯で本人は市民税非課税	66,100円	0.90	59,500円
第5段階(基準額)			1.00	66,100円
第6段階	本人が 市民税課税	66,100円	1.20	79,300円
第7段階			1.25	82,600円
第8段階			1.50	99,200円
第9段階			1.55	102,500円
第10段階			1.75	115,700円
第11段階			2.00	132,200円

【問い合わせ】本庁長寿福祉課(☎24-2111内線518)、各総合支所健康福祉係(大迫☎48-2111内線272、石鳥谷☎45-2111内線226、東和☎42-2111内線231)

■平成28年度 国保税の税率・課税限度額

区分	税率など	課税限度額
医療給付費分	所得割	7.0%
	資産割	20.0%
	均等割	18,000円
	平等割	19,000円
後期高齢者 支援金等分	所得割	1.5%
	資産割	3.5%
	均等割	5,900円
	平等割	5,700円
介護納付金分 (40歳~64歳)	所得割	2.0%
	資産割	7.0%
	均等割	7,000円
	平等割	6,000円

- ▶所得割…国保加入者の所得に応じる分
- ▶資産割…国保加入者の固定資産税(土地・家屋)に応じる分
- ▶均等割…1人当たりの金額
- ▶平等割…1世帯当たりの金額

国保税の軽減・減免制度

●軽減制度(非自発的失業者への軽減)

倒産や解雇などにより離職した人(離職日時時点で65歳未満)で、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する人は、申告により国保税が軽減されます。

●減免制度

災害による住宅などの損害や、失業(定年退職、自己都合の退職は除く)などによる大幅な所得減少(前年比50%以下)のため納付が困難な人は、申請により減免が認められる場合があります。申請期限は、納期限の7日前までです。

【問い合わせ】

- 課税内容・軽減などについて
本庁市民税課(☎24-2111内線236)
各総合支所税務会計係(大迫☎48-2111内線133、石鳥谷☎45-2111内線215、東和☎42-2111内線253)
- 納付・口座振替について
本庁収納課(☎24-2111内線283)
各総合支所税務会計係(同上)

口座振替の申し込みは、市内各金融機関で受け付けています。口座振替を利用すると、毎回納める手間が省けて便利です。

特別徴収(年金からの差し引き)

世帯主が国保加入者で一定の要件に該当する世帯は、国保税が年金から差し引きになる特別徴収となります。

なお、特別徴収の人でも、申し出により口座振替に変更することができます。ただし、国保税の納付状況により変更できない場合もあります。

伊勢志摩サミットのお土産品に採用「Amulet of the Sun-太陽の生レーズン-

【問い合わせ】本庁商工労政課(☎24-2111内線388)



佐藤ぶどう園の佐藤秀明代表(左)と上田市長

佐藤ぶどう園(代表佐藤秀明さん、高木)が手掛ける干しブドウ「Amulet of the Sun-太陽の生レーズン-」が、5月26日・27日に三重県で開催された伊勢志摩サミットに出席した各国首脳などへのお土産品の一つに選ばれました。

この商品は昨年の復興庁主催の

コンテスト「世界にも通用する究極のお土産10選」にも選ばれたもの。大粒種特有の果実感が残った食感や酸化防止のためのオイルコーティングをしていない自然な味わいなどが特徴です。

伊勢志摩サミットには、30㍻入りの小袋商品300袋が提供されました。